

東かがわ市初回産科受診料支援事業

東かがわ市では、妊婦さんの経済的負担を減らすため、令和5年4月1日以降の初回産科受診（妊娠判定のため、初めて産婦人科医療機関の受診）の費用を助成します。

助成対象者

次の①～④をすべて満たす方

- ①初回産科受診日に東かがわ市に住民票がある方
- ②対象世帯の市税の滞納がないこと
- ③対象者の審査に必要な世帯の納付状況等を市が確認することに同意できる方
- ④医療機関等と東かがわ市が、支援に必要な情報を共有することに同意できる方

助成内容

初回の産科受診料のうち上限1万円

※令和5年4月1日以降に受診した妊娠判定に要する1回目の診察・検査（妊婦健康診査を除く）の費用が対象です。

※受診料を一旦お支払いいただき、後日、申請により払い戻されます。

申請に必要なもの

- ①初回産科受診料助成金交付申請書兼請求書
東かがわ市ホームページでダウンロードいただくか、東かがわ市役所こども家庭課でお渡します。
- ②初回産科受診の領収書と明細書の原本
（氏名、診療年月日、医療機関名などが記載されたもの）
- ③申請者名義の振込口座が分かるもの（金融機関の通帳など）
- ④印鑑
- ⑤申請者の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）
- ⑥世帯全員の住民税の課税状況が分かる書類（1月1日現在で市内に住所を有しない者のみ）

申請期限

初回産科受診から3か月以内



【問合・申請先】

〒769-2792 東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市 こども家庭課 母子保健グループ
TEL 0879-26-1229 FAX 0879-26-1209